

目的

一般競争入札の拡大

総合評価方式の拡大

不良不適格業者の参入、
経営力に比べ過度な入札参加の増大の懸念

技術提案を審査する発注者の負担の増加についての懸念

入札ボンドの導入により、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備

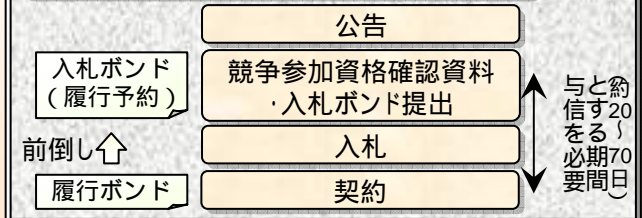
制度の概要

発注者が入札ボンド（履行保証の予約機能を有するもの）の提出を求める

金融機関等が入札前に企業の財務的な履行能力を審査し、入札ボンドを発行

入札ボンドの発行を受けた企業による入札

入札ボンド手続の流れ(イメージ)



効果

期待できる効果

履行能力が著しく懸念される業者の排除

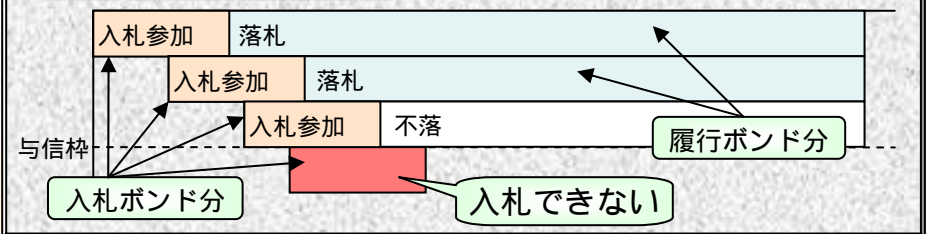
与信枠の制約による絞り込み

深刻化するダンピングの抑止

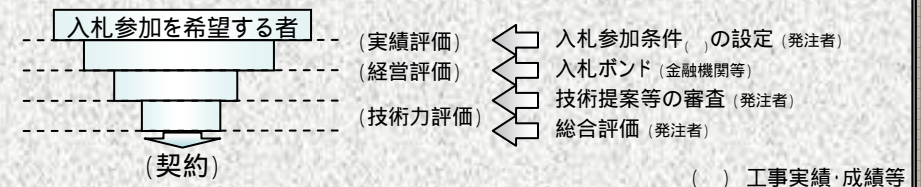
市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上

総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企業
の伸張

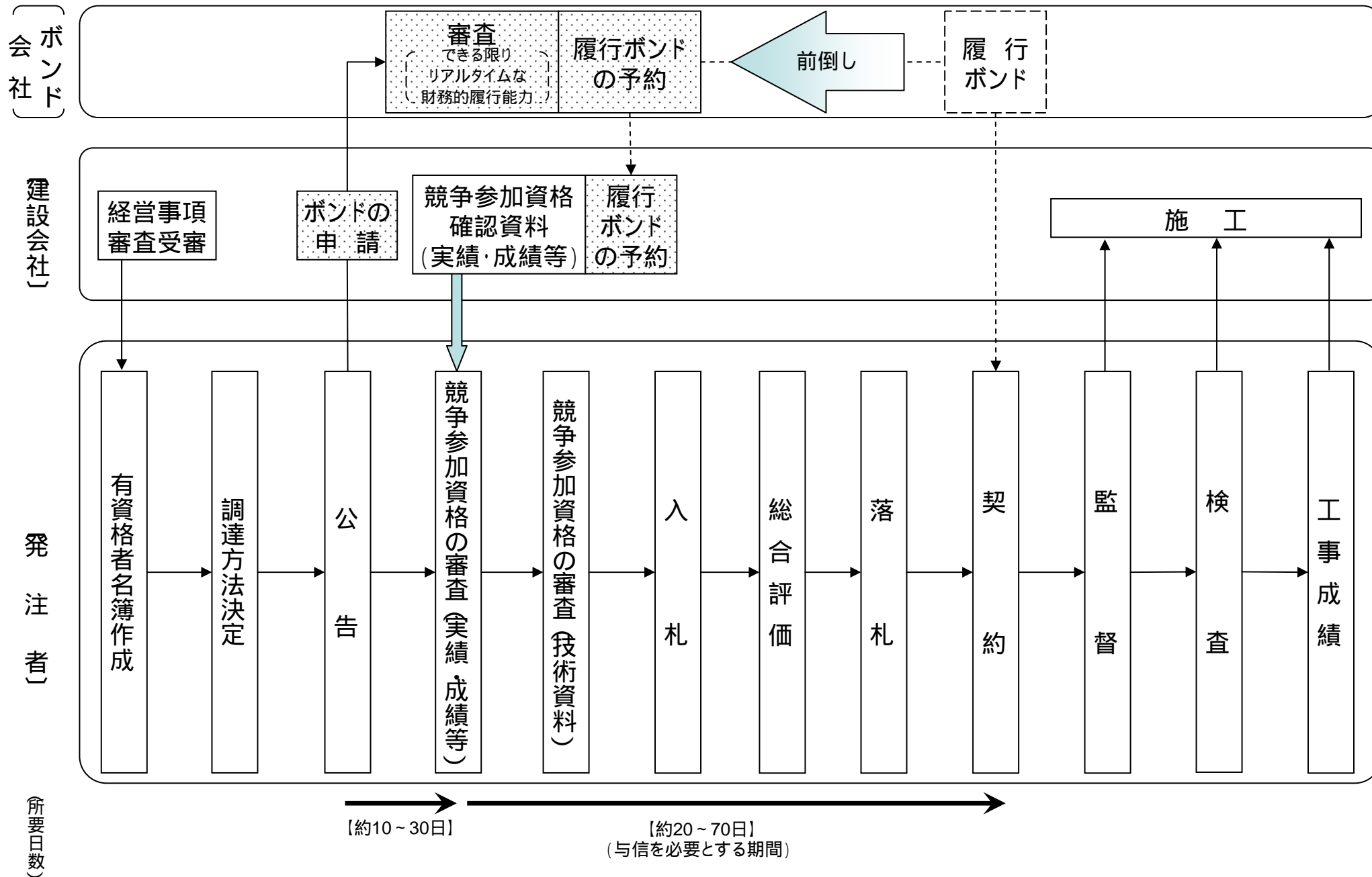
与信枠の機能(イメージ)



技術と経営に優れた者による質の高い競争(イメージ)

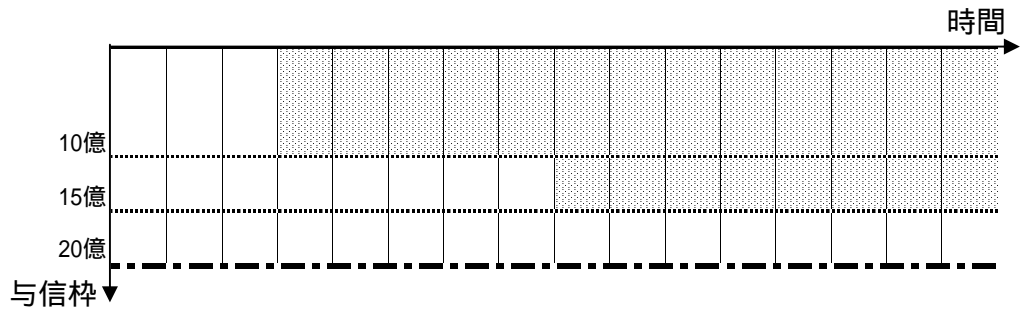


入札ボンド手続きの流れ(イメージ)



入札ボンド導入が与信枠・入札行動に与える効果について

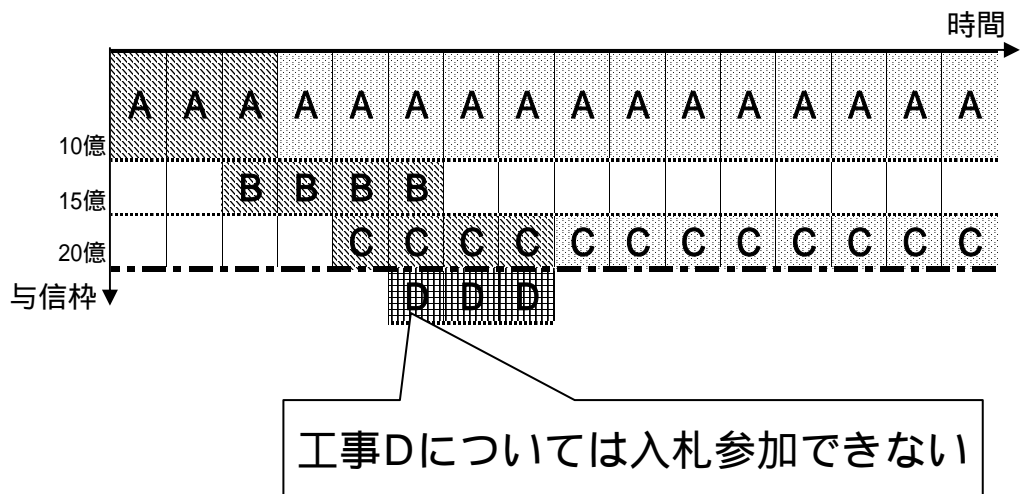
【履行ボンドの場合】



【工事入札対応と落札結果】

工事名	金額	時間															
工事A	10億	入札参加	落札														
工事B	5億		入札参加		不落												
工事C	5億				入札参加		落札										
工事D	5億					入札参加	不落										

【入札ボンドの場合】

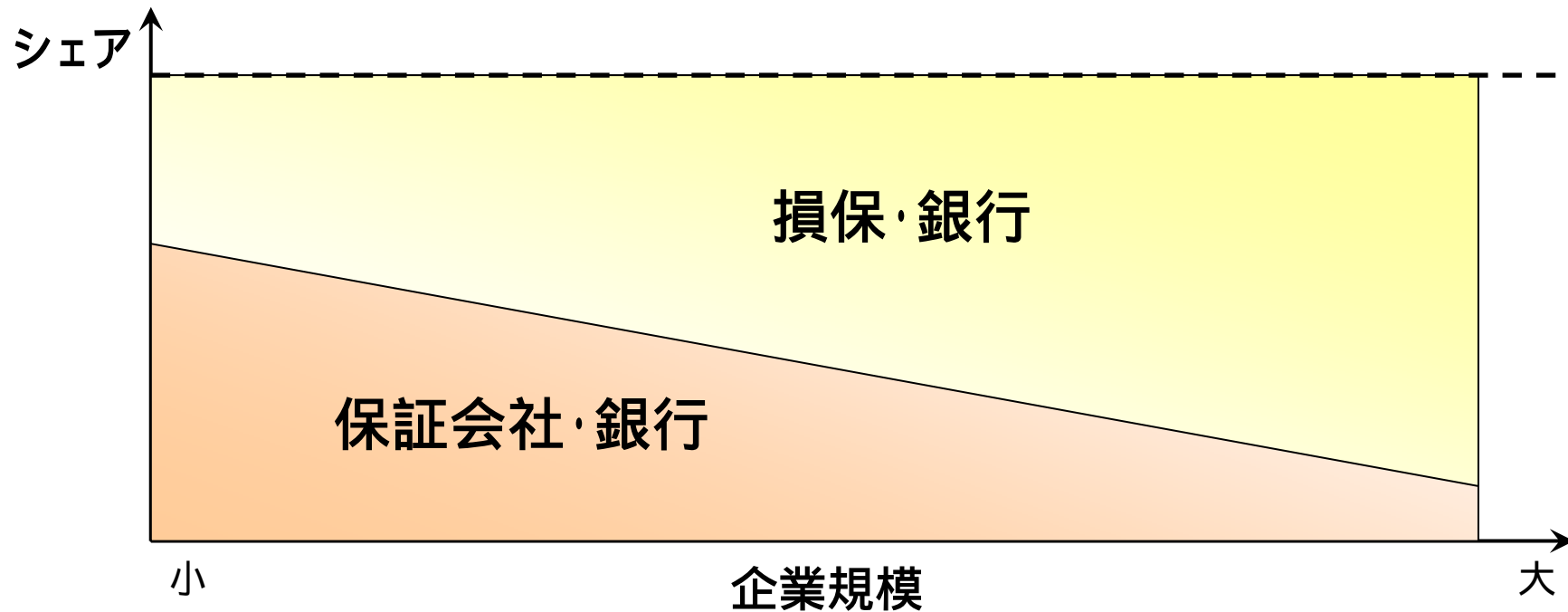


工事Dについては入札参加できない

履行保証における保証主体別実績（イメージ）

総じて、大手企業や全国展開企業は損保が保証。中小企業、地場企業は保証会社のシェアが高い。

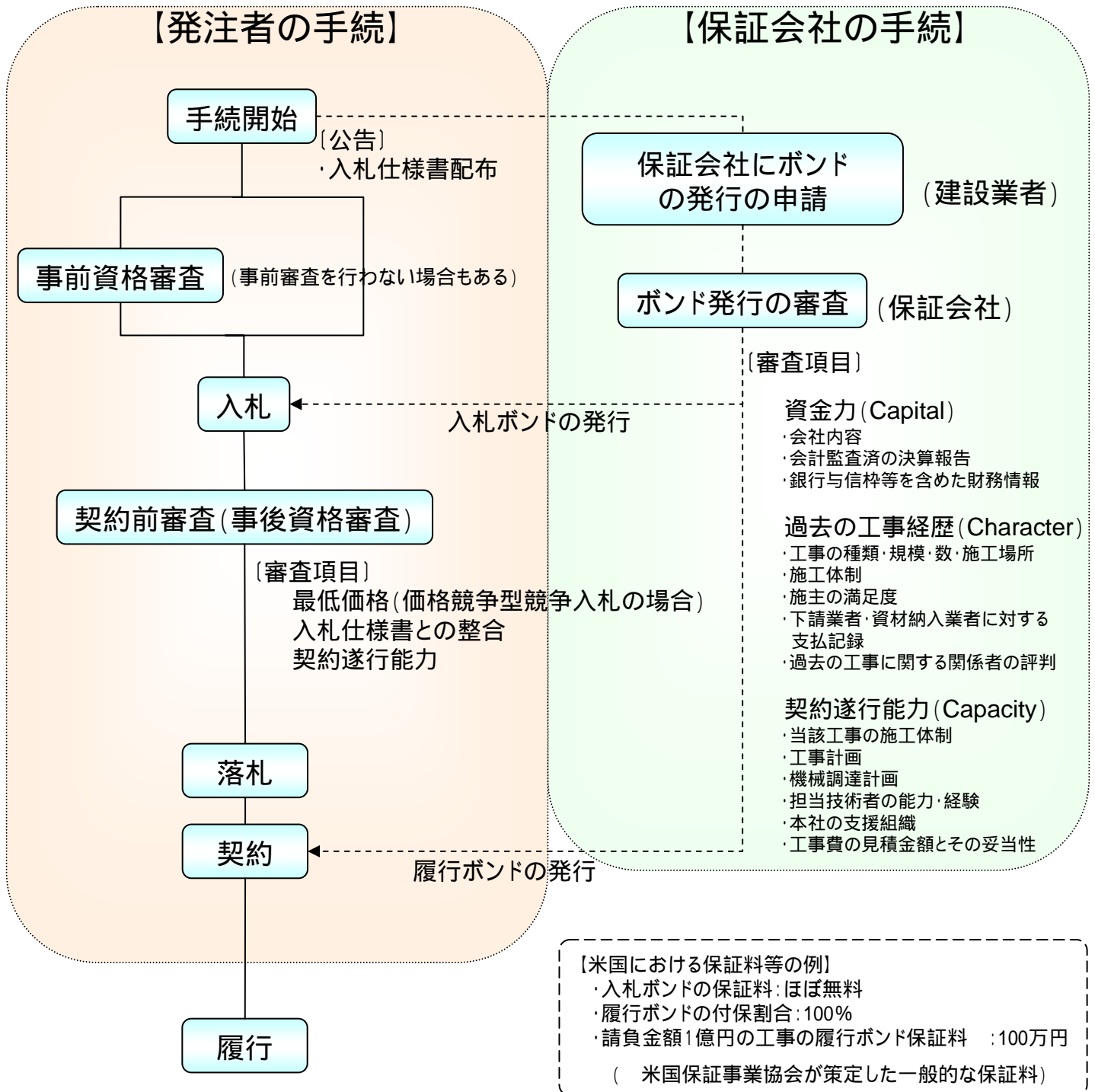
建設会社では、保証料率、デリバリー、取引実績等を考慮し、保証主体を選択。



米国における資格審査の流れ

【根拠】

1935年のミラー法に基づき、連邦発注の10万ドル(場合によっては2万5千ドル)以上の工事に対して、履行ボンドの提出が義務付けられる。さらに、連邦調達規則では、入札保証(ほとんどが入札ボンド)の提出も義務付けられており、実務上、履行ボンドの発行を前提に入札ボンドが発行されている。



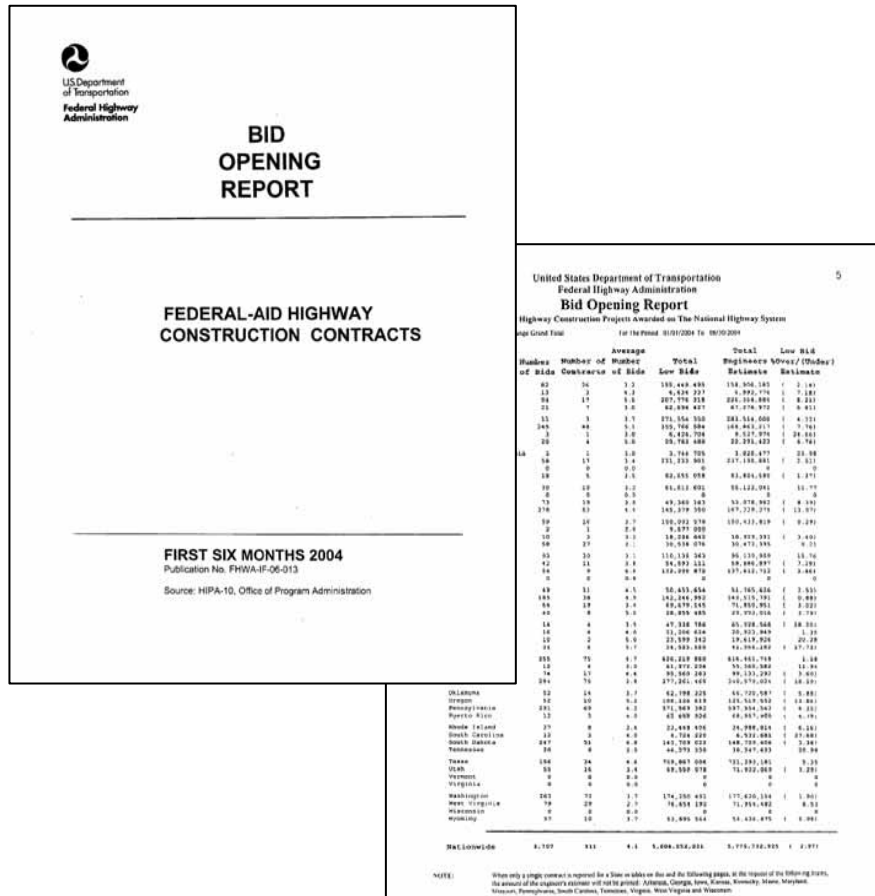
落札率・入札参加者数の日米比較

国土交通省直轄工事の過去5年間の平均入札参加者数、平均落札率は9.8社、95.3%であり、米国（連邦補助道路工事）の平均入札参加者数、平均落札率は4.3社、95.5%。

BID OPENING REPORT

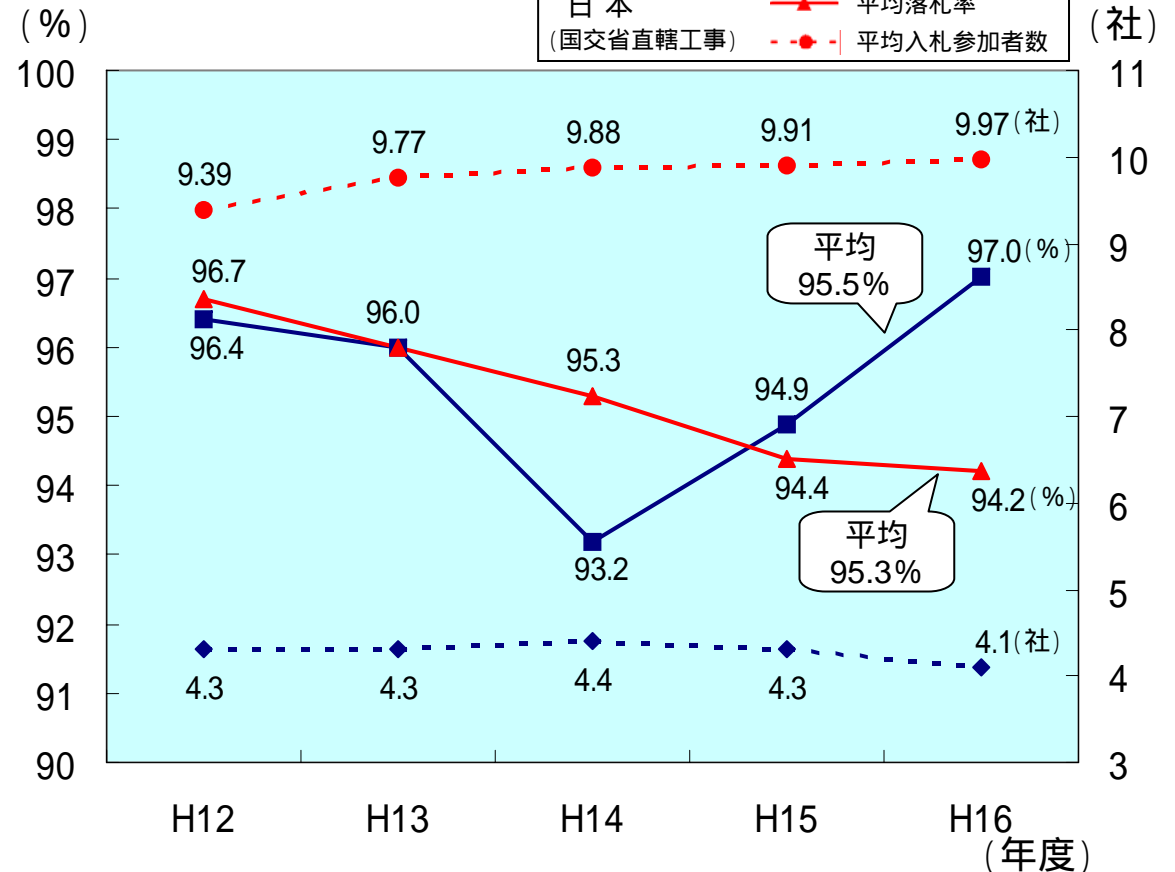
(2004年6月米国運輸省)

連邦補助道路工事の入札状況についてのレポート



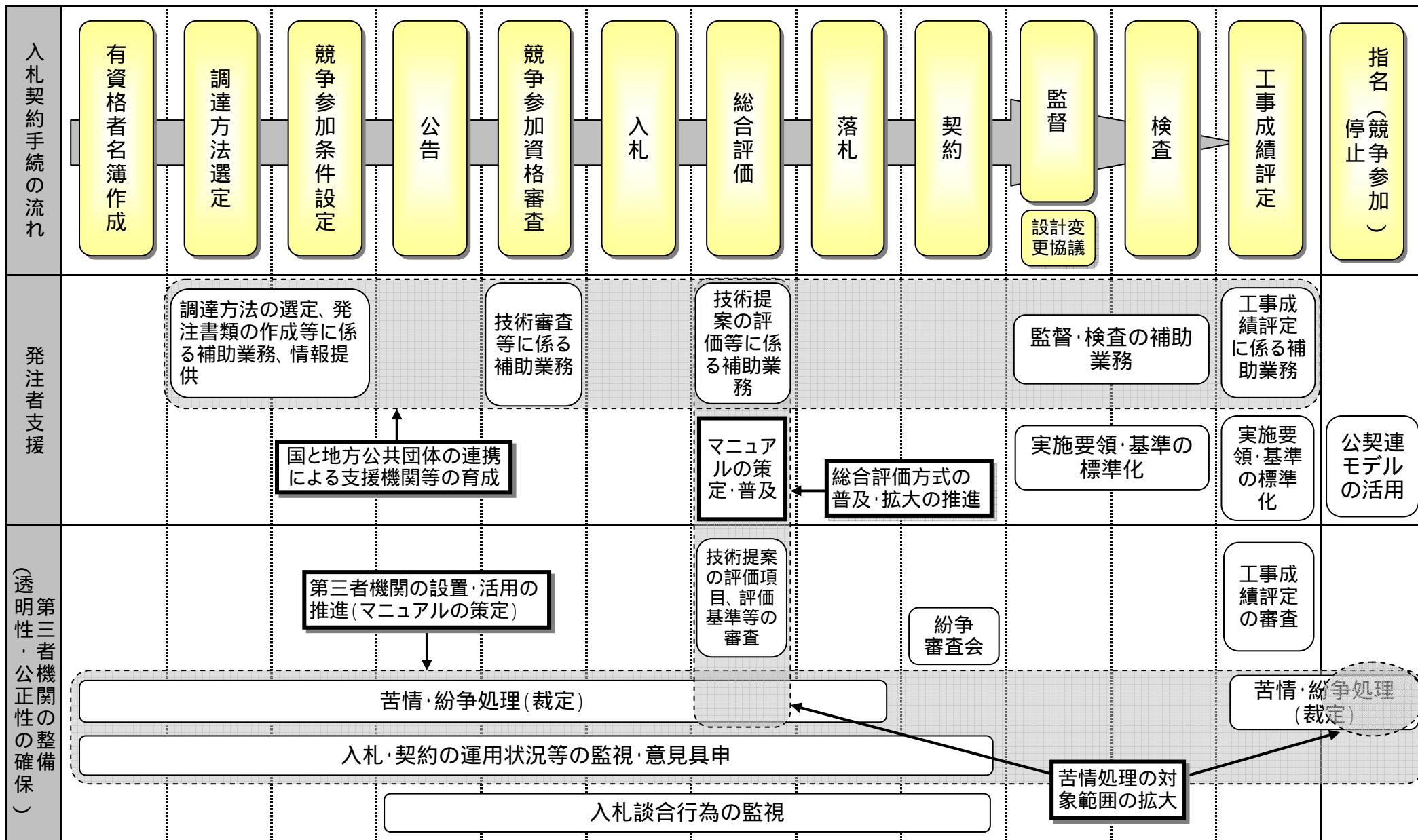
落札率・入札参加者数

(日米比較)



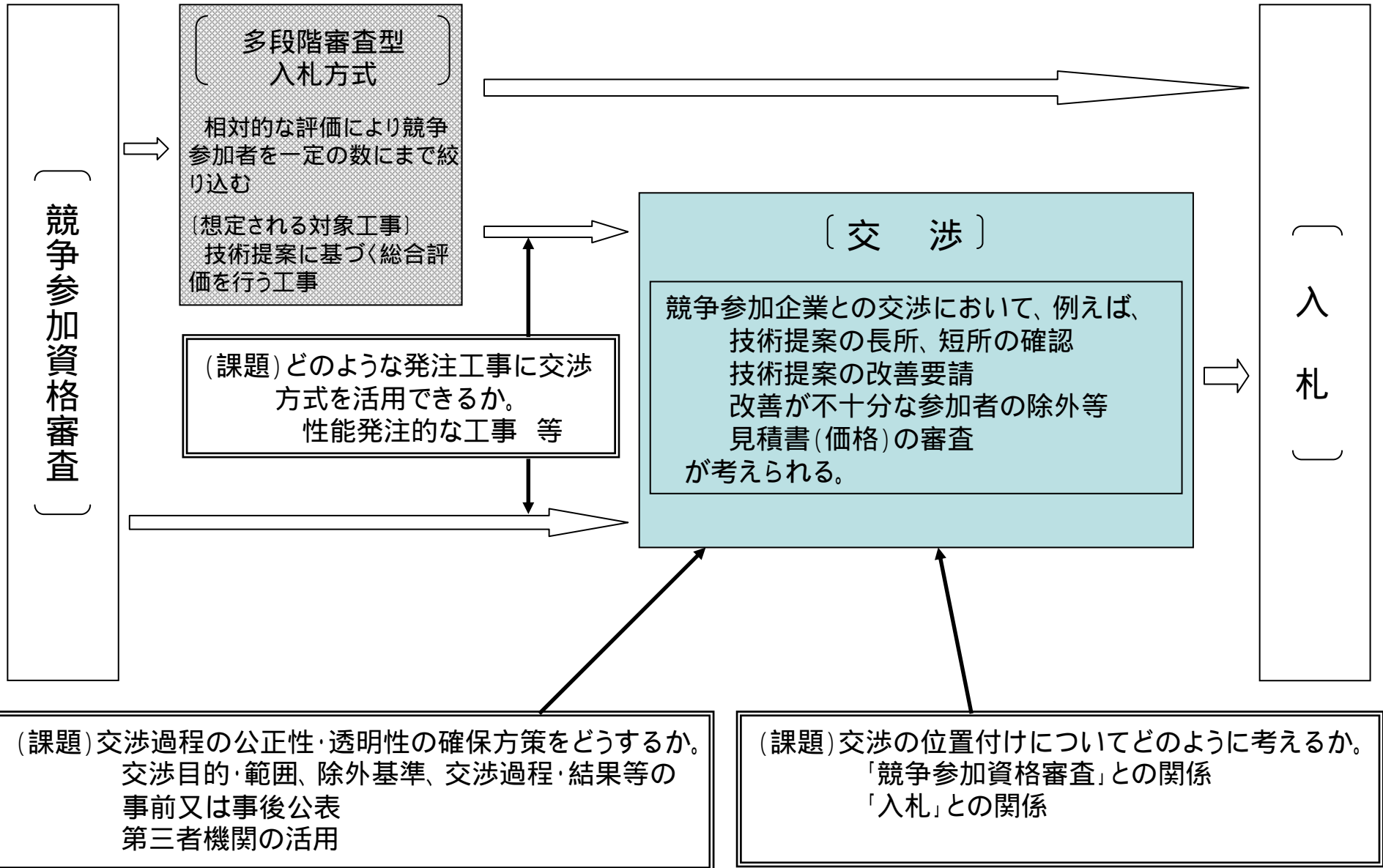
- (注1) 米国のデータは、BID OPENING REPORTによる。落札率・入札参加者数の数値は、国家道路計画(The National Highway System)に定められた連邦補助道路工事を対象。平成16年度は上半期のみ。
- (注2) 国土交通省直轄工事は、地方整備局発注分(港湾・空港関係を除く)。

発注者支援と第三者機関の整備について

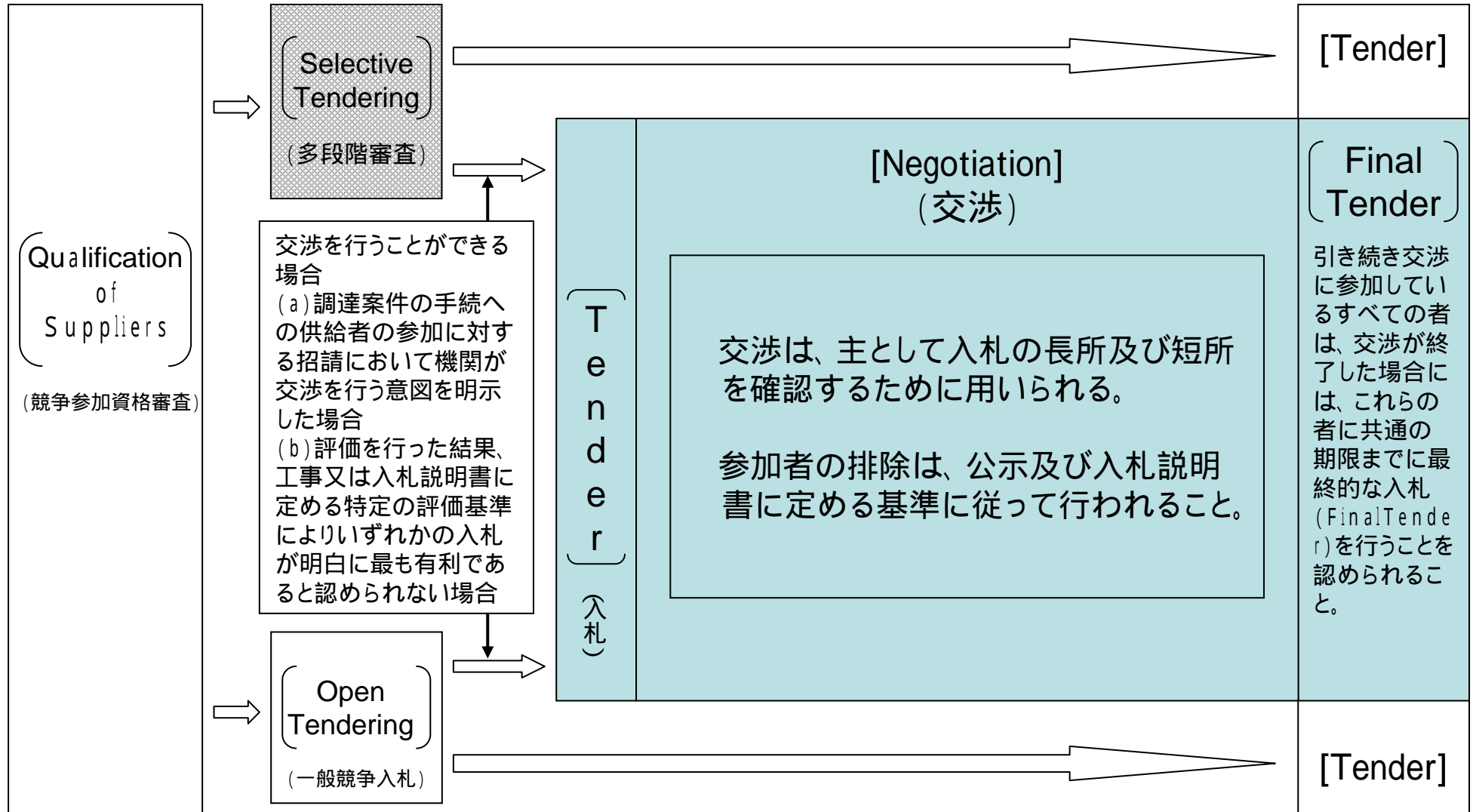


多段階審査と交渉

導入イメージ案とそれに伴う主な検討課題



(参考) WTO協定上の多段階審査と交渉方式



共同企業体運用準則の概要

	特定 JV	経常 JV
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工事の施工を目的に工事毎に結成 ・ 工事請負契約履行後 1 か月後に解散(通常は3 か月程度)。受注できなかった場合も解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・中堅建設業者が継続的協業関係を確保し、経営力・施工力を強化するため経常的に結成 ・ 標準協定書では存続期間は1年。構成員全員の同意により延長可能
目 的	大規模かつ高難度工事の安定的施工	優良な中小・中堅建設業者の振興(注1)
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模かつ技術的難度の高い工事(典型工事) ・ (典型工事以外で)規模、性格等に照らし、JV 施工が必要と認められる一定規模以上の工事 土木、建築工事は少なくとも5億円程度を下回らず、かつ、当該発注機関の発注標準の最上位等級工事のうち相当規模以上の工事。他の工種もこれに準じる 実験型工事、研究開発型工事 	単体企業に準じて扱う(当該JVが格付けされた等級の工事) 異なる等級の組合せの場合は、上位等級構成員の等級発注工事価額以上技術者を適正配置し得る規模を確保
構成員数	2～3社	2～3社程度
組 合 せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「最上位等級のみ」or 「最上位等級及び第二位等級に属する者」 ・ 施工技術上特段の必要性がある場合に限り、第三位等級も可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「同一等級」or 「直近等級に属する者」 ・ 個別審査により直近二等級までの組合せも可
資 格	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 各発注機関において必要に応じ追加可	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 各発注機関において必要に応じ追加可
結成方法	自主結成(注2)	自主結成
出資比率	2社の場合30%、3社の場合20%	2社の場合30%、3社の場合20%
代 表 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工能力の大きい者(異なる等級の組合せの場合は上位等級者) ・ 出資比率は構成員中最大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員において決定された者 ・ 出資比率は構成員間で自主的に決定
混合入札 (注3)	平成6年から可能	(元々単体企業に準じて扱われている)
加 点 調 整	なし	(平成9年から) 競争参加資格審査時に客観点数、主観点数のそれぞれ10%プラス可

(注1) 平成9年、「協業化の第一段階」として活用促進することとし、対象企業の範囲を中堅建設業者にまで拡大。

- ・ 中小建設業者 = 資本金3億円以下 or 常雇300人以下
- ・ 中堅建設業者 = 資本金20億円以下 or 常雇1,500人以下

(注2) 平成6年までは自主結成を基本としつつも予備指名(発注者がJVの構成員となり得る建設業者を予め必要数指名すること)も容認

(注3) 当該工事の施工能力を有する単体企業の入札も認めること(単体企業と特定JVとによる競争)

共同企業体制度の運用状況

(平 17.8 実態調査から)

特定JV		経常JV	
制度導入 〔国：88%、都道府県：98% 市区町村：55%〕	57%	制度導入 〔国：94%、都道府県：72% 市区町村：27%〕	30%
16年度発注実績あり	35%	16年度発注実績あり	13%
発注理由 「大規模・高難度工事」 「地元企業の育成」 「受注機会の拡大」	83% 59% 31%	発注理由 「経営力・施工力の強化」 「地元企業の育成」 「受注機会の拡大」 「企業合併の促進」	56% 46% 34% 6%
結成理由(企業回答) 「発注者の要請」 「受注機会の確保」 「技術力の強化」 「リスク分散」	67% 34% 30% 2%	結成理由(企業回答) 「受注機会の確保」 「技術力の強化」 「合併可能性も検討」	76% 46% 0.4%
対象工事(土木、建築)の下限 「5億円以上」 「2～5億円未満」 「2億円未満」	34% 41% 25%	構成員単体の同時登録を 「認める」 「異なる工種で認める」 「認めない」	50% 7% 5%
5社以上のJVを認める	16%	競争参加資格審査時の加点調整あり 〔国：81%、都道府県：24% 市区町村：8%〕	13%
第3位等級以下も構成員と認める	13%	経常JVの登録継続年数(企業回答) 「1年」 「2年」 「3年」 「4年」 「5～9年」 「10年以上」	8% 29% 7% 15% 25% 9%
構成員に一定の地域要件を設定 〔国：0%、都道府県：40% 市区町村：31%〕	31%	経常JVから協同組合設立、合併に 至った経験あり(企業回答)	1.5%
結成を義務付けることあり 〔国：33%、都道府県：41% 市区町村：14%〕	17%		
混合入札を実施している 〔国：73%、都道府県：15% 市区町村：17%〕	18%		
予備指名があった(企業回答)	32%		
施工の効率性に不満(企業回答) 理由「単体施工可能」 「技術力に格差」	10% 72% 22%	施工の効率性に不満(企業回答) 理由「単体施工可能」 「技術力に格差」	8% 68% 15%

企業の回答は、「登録継続年数」「合併等の経験」を除き、工事決算日が平成17年3月31日に直近の公共工事1件についての回答

經常JVの競争参加資格審査における加点調整について

中小建設業の振興について(昭和37年11月27日付け建設省発計第79号)

別紙2 共同企業体の資格審査要領

4 經常JVの客觀的事項の審査及び級別格付を行うに当たっては、当該企業体の結合の強弱及び適否を勘案し、客觀的事項について算定した点数(以下「客觀点数」という。)及び主觀的事項について算定した点数(以下「主觀点数」という。)について、おおむね20%の範囲内で調整することができるものとする。

なお、当分の間、当該企業体について、適切な施工力を備え、かつ、継続的な協業関係が確保されると認められる場合には、客觀点数及び主觀点数について、それぞれ10%プラスに調整することができるものとする。

平成9年8月8日付け建設省経振発第62、63号(各省各庁事務次官、各都道府県知事あて)により、なお書が追加された。

また、「經常建設共同企業体の活用促進について」(平成10年12月24日付け建設省経振発第82号)により、各省庁担当課長、都道府県担当部長、建設省担当課長、公団等担当課長へ本取扱いを改めて通達している。

「適切な施工力を備える」とは、いわゆるペーパーJVではないこと、施工実績が著しく劣る建設業者が構成員となっていないこと等を云う。「継続的な協業関係が確保される」とは、次期の定期の競争参加資格認定時まで当該JVを解散しないとしていること等を云う。